

下水道工事施行承認申請等に関する 注意事項及び連絡事項について

上下水道局下水道施設課管渠維持係



次第

- 道路内施工時の注意点
- 下水取付管等の施工上の注意点
- 下水道工事施行承認申請の工事下検査の注意点
- 下水道設計基準の変更について（R7.4～）
- 標準構造図の変更について（R7.4～）
- 公共枠及び取付管設置基準の廃止について（R7.4～）
- 下水道台帳の閲覧及び印刷について



道路内施工時の注意点



- ① 道路内に埋設されている他の埋設物の事前調査
 - ⇒ 破損事故等がないように注意すること
 - ⇒ 破損した場合は、早急に埋設物の管理者および下水道施設課管渠維持係に連絡
(排水設備申請の工事はサービス課排水係を通じて下水道施設課管渠維持係へ連絡)
- ② 事前調査情報と埋設位置のズレまたは所管不明の埋設物の発見による埋設方法の変更
 - ⇒ 埋設物の管理者および下水道施設課管渠維持係に連絡・協議

下水取付管等の施工上の注意点



- ① **下水本管接続に伴う人孔との離隔**
⇒ 1 m以上（管の芯々間ではなく、外々間）
- ② **下水本管接続に伴う取付管との離隔**
⇒ 取付管同士の穿孔間隔は、1.0m以上（中心間距離）
- ③ **下水取付管と水道、ガス等の他の取出管との離隔**
⇒ 対象施設により30～50 cm以上（管の芯々間ではなく、外々間）
- ④ **曲管の使用**
⇒ 連続使用は避けること
60 °以下の曲管又は45°以下の自在曲管（φ100）
75 °以下の曲管又は60°以下の自在曲管（φ150）

⑤ 支管

- ⇒ 90°支管 番線又はメカニカル継手を使用
本管の管頂から60°以内に接続
※管の削りかすや削孔部残骸などの異物が下水道に流入しないこと

⑥ 既設側溝下に布設する場合

- ⇒ さや管（鋼管）を設置

⑦ 開発行為等で実施する割込人孔

- ⇒ 水道管、ガス管等の既設埋設物との基準離隔が確保できない場合は、下水管は自然流下であるため原則、支障埋設物を切り回す

⑧ 既設取付管撤去に伴う支管閉塞

- ⇒ 取付管の残支管の口元にキャップをはめ、接着剤で確実に止水閉塞、雨水ボックスはボックス用90°支管を使用して、同様に閉塞

⑨ 市に引き継ぐにあたりテレビカメラ検査を行う。

- ⇒ φ90mmのカメラが公共樹から本管までスムーズに到達することが合格の条件
- ⇒ 自在曲管が逆折れしている（継手部に水溜りができる）場合は、再施工指示

下水道工事施行承認申請の下検査の注意点



自在曲管の逆折れの事例

【取付カメラ検査での画像】

<逆折れ>



自在部の下側が開いている

<正しい施工例>



自在部の上側が開いている

取付管破損の事例

・バックホウによる破損



・転圧時の石によるへこみ



取付管破損の事例

・自在曲管破損



・扁平



取付管下検査の例



① 下検査実施依頼の必要書類等

- ⇒ 工事竣工台帳（鑑、位置図、本管、取付管平面図、縦断図、曲管箇所図、オフセット図、工事写真）
(本舗装前に提出し検査を受けること)

② 下検査日

- ⇒ 原則毎週木曜日午後に実施、必要書類は火曜日までに提出
※ 期日を過ぎた場合は次週の検査
※ 検査件数が多い時は、日程調整となる場合あり



③ 検査前・検査当日

- ⇒ テレビカメラを使用するため、管内を洗浄し、汚れや土砂等がないようにする
- ⇒ 現場の施工を把握している者が、測量道具（メジャー等）を持参して立ち会う

④ 検査内容

- ⇒ テレビカメラによる本管及び取付管の接合状況確認
- ⇒ 本管及び人孔内の目視確認、点検ミラーによる本管目視確認、曲管箇所の確認
- ⇒ 管路延長、人孔深、オフセットの実測値の確認



⑤ 下検査合格後

- ⇒ 本舗装後、完成届鑑と本舗装の施工・完了写真を提出する
- ⇒ 完成届に不備がなければ引渡しとなる

下水道設計基準の変更について (R7.4～)



変更①

| | |
|------|---|
| 起点人孔 | ④号塙ビ人孔を標準とする。(人孔深2.0m以下) 下流入孔からの距離が50m以上の起点人孔は⑩号人孔とする。 |
|------|---|

変更②

| | |
|---------|--|
| 公共樹設置位置 | 位置:公道と民地との境界線付近(官民界から1.0m民地内) ※狭い道路の場合は建築基準法に基づく道路後退線から1.0m以内 ※水道メーター、雨水最終樹との離隔を構造物の外々同士で平行に30cm以上確保すること。 ・原則として道路面と同じ高さを基本とするが、段差が生じる場合は道路面と宅地面の高低差1.2m以内に設置すること。 ・L型擁壁など底盤がある箇所への設置は不可とする。 |
|---------|--|

変更③

| | |
|---------|---|
| 取付管取付位置 | 勾配及び取付配置:勾配は10%以上、位置は本管の中心線から上方に取付る。(管頂から60°以内) 支管口はゴム輪受口90°支管を使用すること。 ・本管が浅い場合は、支管口に90°自在支管を使用することができる。(取付位置:管頂60°以内) ・本管土被りが1.5mを超える場合は、支管口に90°自在支管を使用すること。 ・支管接合は「焼きなまし番線を締め込み支管を圧着する方法」または「接合部内外に角材を当て番線で圧着する方法」を基本とする。 ・本管が硬質塩化ビニル管の場合は、ワンタッチ支管を使用することができる。 ・本管が陶管又はコンクリート管の場合は、管更生後にしわが6mm以下となるワンタッチ支管を使用すること。 ・本管が更生管の場合は、取付方法について協議すること。 |
|---------|---|



変更④

耐震性確保

- ・耐震性を持たせるため、公共樹接続部と支管口接続部は自在曲管を使用すること。
- ・可とう性支管口を使用する場合は事前協議を行うこと。なお、取付管口径を確保できる部材のみ使用可とする。
- ・支管口接続部はゴム輪受口90° 支管に自在曲管を接続すること。
- ・直管部が4mを超える場合は、4mを超える毎にゴム輪接合を1箇所設けること。

変更⑤

曲管使用

- ・耐震性を持たせるため、公共樹接続部と支管口接続部は自在曲管を使用すること。
- ・良好な維持管理のため、曲管の角度は60° 以下とする。
(取付管 \varnothing 150mm (6075) 以下の曲管又は60° 以下の自在曲管)
- ・取付管 \varnothing 100mm (60°) 以下の曲管又は45° 以下の自在曲管)
- ・汚水溜り防止のため、自在曲管を使用する際は鋭角方向に5° 以上折って使用すること。
- ・曲管の使用は原則2個以内で、連続使用は不可とする。
- ・B型・C型の公共樹の場合、公共樹接続部は75° 以下の自在曲管を使用すること。
- ・本管上部が1.5mを超える場合は、取付管立上げ部で曲管を1箇所追加使用することができる。
- ・取付管を立ち上げ施工をする場合は、立ち上げ部に曲管を1箇所使用することができる。
- ・曲管の水平曲げ使用は不可とする。



変更⑥

その他2

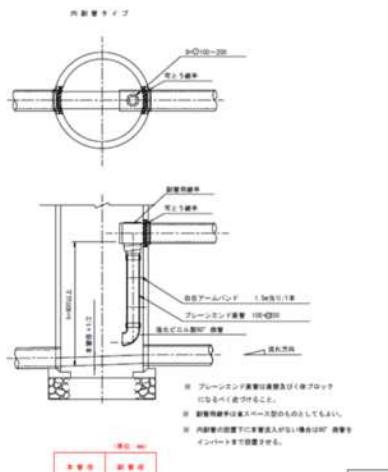
ハイセラミック管への取付

ハイセラミック管への取付は、取付部上下流1m範囲を硬質塩化ビニル管に変換すること。取付部上下流1m以内の範囲に接手がある場合は、接手部からの変換をとする。

標準構造図の変更について (R7.4~)



標準構造図 107-1

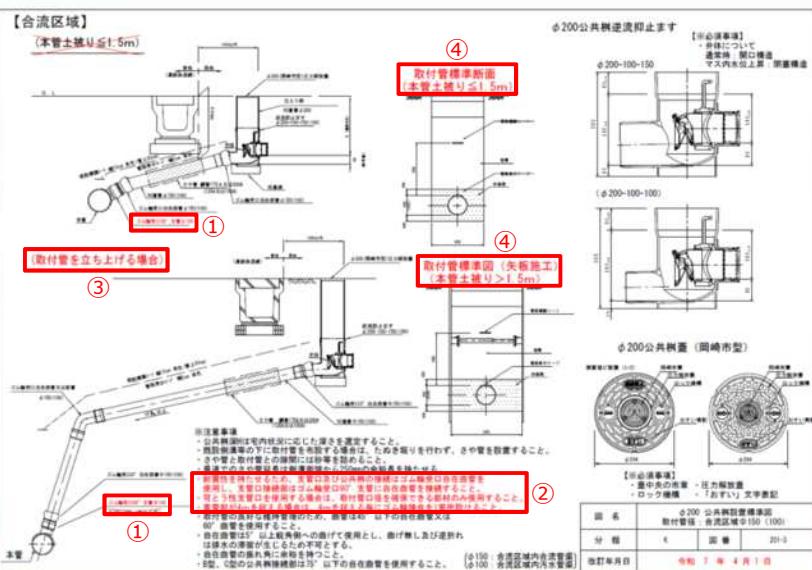


著者は複数及びく抜ブロック
すること。
スペース型のものとしてもよい。
二重著述法がない場合は如何。著者を
複数セル。

| | | | |
|-------|----------------|----|-------|
| 圖名 | 割管工計結果 | | |
| 分類 | 9 | 露管 | 107-1 |
| 改訂年月日 | 令和 7 年 4 月 1 日 | | |



標準構造図 201-1~3、213



公共樹及び取付管設置基準の廃止について (R7.4~)



《基準の廃止》

| 公共樹及び取付管設置基準 | |
|--|--|
| 令和6年4月1日 岡崎市上下水道局上下水道部 | |
| 1. 公共樹 | |
| (1) 設置：市道上(樹木の標準疊合) (直径20cmから1.5mの範囲内) とすること。 市道上(樹木の標準疊合)の標準疊合に基づく道路表面高から1.5m以内とすること。 木道アーチ、樹木保護アーチ(樹木を守るために設けたアーチ)上とすること。 樹洞として道路面(河川底面を除く)を高めたりするが、既存の生土を除き道路面と実地面の高さ差 1.2m以内で設置すること。 | |
| (2) 備考:木の質: 木道上(樹木の標準疊合) 200mm、木道上(樹木の標準疊合) 400mm とすること。 木道上(樹木の標準疊合) 200mm: 木道上(樹木の標準疊合) 400mm: (高さ:標準疊合 400mm) | |
| (3) 高度差: 2.00m: (高さ:標準疊合) | |
| 木道上(樹木の標準疊合) 2.00m: (高さ:標準疊合) | |
| (4) 設置: 岡崎市標準マーカー入の樹木とする。また、耐震基準2.0を越える事例が発生するところ及び下敷 面の多くが樹木の通行する場所には、特殊樹木の標準疊合とすること。 | |
| (5) 特殊樹木(マーカーを樹木の標準疊合)の標準疊合: 木道上(樹木の標準疊合) 1.5mとする。 木道上(樹木の標準疊合) 1.5m: (高さ:標準疊合) | |
| 2. 取付管 | |
| (1) 設置: 標準疊合(マーカー入)とすること。 木道上(樹木の標準疊合)の標準疊合とすること。 木道上(樹木の標準疊合) 1.5m: (高さ:標準疊合) | |
| (2) 高度差: (高さ:標準疊合) 1.5mとする。 木道上(樹木の標準疊合) 1.5m: (高さ:標準疊合) | |
| (3) 設置: 岡崎市標準マーカー入の樹木とする。また、耐震基準2.0を越える事例が発生するところ及び下敷 面の多くが樹木の通行する場所には、特殊樹木の標準疊合とすること。 | |
| (4) 特殊樹木(マーカー入): (高さ:標準疊合) 1.5mとする。 木道上(樹木の標準疊合) 1.5m: (高さ:標準疊合) | |
| 3. 備考 | |
| (1) 設置: 標準疊合(マーカー入)とすること。 木道上(樹木の標準疊合)の標準疊合とすること。 木道上(樹木の標準疊合) 1.5m: (高さ:標準疊合) | |
| (2) 高度差: 1.50m (高さ:標準疊合) とすること。 木道上(樹木の標準疊合) 1.50m: (高さ:標準疊合) | |
| (3) 設置: 岡崎市標準マーカー入の樹木とする。 木道上(樹木の標準疊合)の標準疊合とすること。木道上(樹木の標準疊合) 1.50m: (高さ:標準疊合) | |
| (4) 特殊樹木(マーカー入): (高さ:標準疊合) 1.50mとする。 木道上(樹木の標準疊合) 1.50m: (高さ:標準疊合) | |
| (5) 設置: 岡崎市標準マーカー入の樹木とする。また、耐震基準2.0を越える事例が発生するところ及び下敷 面の多くが樹木の通行する場所には、特殊樹木の標準疊合とすること。 | |
| (6) 特殊樹木(マーカー入): (高さ:標準疊合) 1.50mとする。 木道上(樹木の標準疊合) 1.50m: (高さ:標準疊合) | |



承認工事_下検査チェックリストの変更について (R7.4~)



変更①

| | | |
|--|-----|--------------------------|
| 公共樹と敷地（民民）境界の離隔が50cm以上取れているか。 取れていない場合、ヒアリングを行い、協議した記録をメモに残すこと。 | 要判断 | <input type="checkbox"/> |
|--|-----|--------------------------|

変更②

| | | |
|---|----|--------------------------|
| 聞き取り確認等（写真で判別できない場合等） 直管部が4mを超える場合は、4m毎にゴム輪接合を1箇所設けていること。 塩ビ人孔接続部は異形接手及び自在受口（15°）を使用していること。 | 指示 | <input type="checkbox"/> |
| | 指示 | <input type="checkbox"/> |

変更③

| | | |
|--|----|--------------------------|
| たわみによる汚水たまりの高さは基準未満であるか。 （5cm以上であれば再施工を指示すること。5cmの目安はカメラ画像の半分が水没した時です。） ※下段からカメラを入れた場合は、引きの状態で確認をすること。 逆勾配不可（帶水していないこと） | 指示 | <input type="checkbox"/> |
|--|----|--------------------------|



下水道台帳の閲覧及び印刷について



① 下水道台帳の閲覧

- ⇒ 令和5年度にインターネット上で、閲覧可能となりました。
これに伴い、窓口での閲覧は廃止しました。
また、窓口は相談等のみ、対応します。
窓口 西庁舎5階 下水道施設課管渠維持係
西庁舎6階 サービス課排水係

② 下水道台帳の印刷

- ⇒ 廃止しました。一部、反映されていない情報のみ印刷可とします。（他課からの移管管渠、R6年度工事分など）
※印刷料金・支払い窓口については変更なし
(A3判カラー印刷：20円／枚)